I. 避難所の確保

○一次避難所

・学校、公民館など の公的施設 【68ヶ所 3,570人】 (7/28 13:30時点)

○二次避難所

- 宿泊施設 2,319名受入決定済 (7/14現在)
- ※このほか益城町において トレーラーハウスを福祉避難所 として利用

被災建築物 応急危険度判定 の実施

(4/15~6/4) 18市町村、57,570件 (すべての判定を完了)

自宅の損傷が軽微な場合は、地域のライフラインの復旧後、帰宅

Ⅱ. 応急的な住まいの確保

○応急仮設住宅の建設

・16市町村で3,813戸の建設に着手(うち2,263戸完成)

市町村名	着手戸数	完成戸数
熊本市	496戸	193戸
宇土市	84戸	66戸
宇城市	143戸	70戸
美里町	32戸	11戸
御船町	340戸	133戸
嘉島町	204戸	192戸
益城町	1,339戸	920戸
甲佐町	223戸	138戸

市町村名
1115111111
山都町
大津町
菊陽町
阿蘇市
産山村
南阿蘇村
西原村
氷川町
合計
大津町 菊陽市 庭山村 南阿蘇村 西原村 氷川町

·UR、地方公共団体職員による建設業務支援(13名体制 7/29現在)

○民間賃貸住宅の空室提供※

・被災者の申込みを受け順次空室を提供:5,413戸(7/27集計分) ※応急仮設住宅の要件に該当する者については、借上げ型仮設 住宅(いわゆる、みなし仮設)として提供される

○公営住宅等の空室提供

熊本県内計: 1,554戸(うち入居決定 1,045戸)

 ・熊本県
 : 191戸(うち入居決定 67戸)

 ・熊本市
 : 481戸(うち入居決定 481戸)

 ・その他市町村
 : 222戸(うち入居決定 78戸)

 ・国家公務員宿舎等
 : 266戸(うち入居決定 167戸)

 ・雇用促進住宅
 : 394戸(うち入居決定 252戸)

九州全体計: 5,663戸(うち入居決定 1,610戸)

全 国 計: 11,868戸 (うち入居決定 1,764戸)

Ⅲ. 恒久的な 住まいの確保

- 自力での再建・ 補修等を支援
- ○被災者生活再建 支援金制度
- ○住宅金融支援機 構の災害復興住 宅融資制度
 - •電話相談(4/15~)
- ○再建・補修等の 相談体制の整備
- •電話相談(4/26~)
- •専門家の派遣(4/29~)
- ・分譲マンション向け専門家 相談(6/9~)

自力での再建等が 困難な被災者への 公営住宅の整備

罹災証明書

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書(災害による被害の程度を証明する書面)を交付しなければならない。(災害対策基本法第90条の2)

罹災証明書は、各種被災者支援策※の適用の判断材料として幅広く活用されている。

※各種被災者支援策 給 付 : 被災者生活再建支援金、義援金 等

融 資 : (独)住宅金融支援機構融資、災害援護資金 等

減免・猶予 : 税、保険料、公共料金等

現物給付 :災害救助法に基づく応急仮設住宅、住宅の応急修理 等

く被災から支援措置の活用までの流れ>

被害状況の調査(市町村)



被害の 程度	全壊	大規模 半壊	半壊
損害 割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満

罹災証明書の交付(市町村)

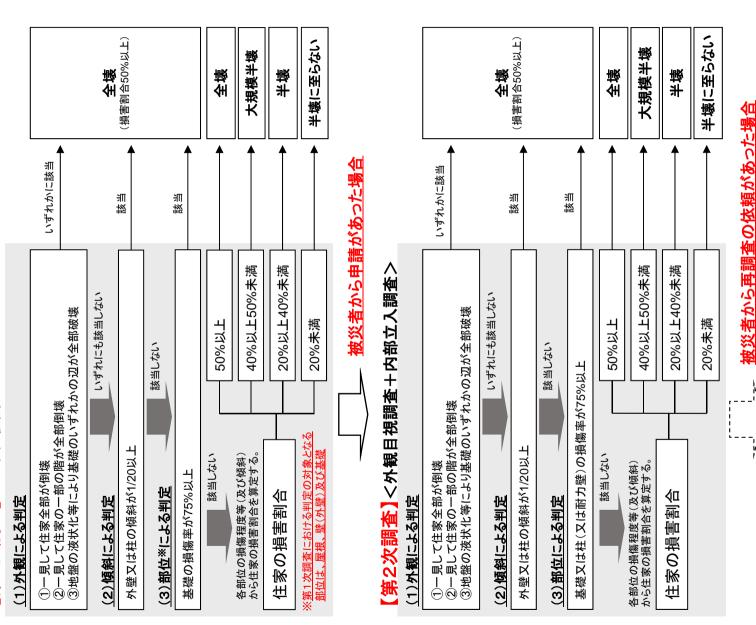
						(1915/84)
	罹	災	証	明書		
世帯主住所						
世帯主氏名						
罹災原因		午	Я	日の		による
被災住家の 所在地						
仮署の程度						
備者						
上記のとおり、相違	はないこと	を証明	します。			
年 月	В			COR	-	an,
				COM	it.	::jjy



各種被災者支援措置の活用

被害認定調査の流れ (地震による被害 木造・プレハブ)

【第1次調査】<外観目視調查>



【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】

被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

住家被害に伴う罹災証明書の交付申請受付件数等の状況 【 市町村報告の取りまとめ / 平成28年7月24日までの累計処理件数 】

(単位:件)

			はな月田道の	+体器 「(B)=	0+0+0+C					
+	次 中 中 年 年 春	<u>i</u>		電災区分別内駅	2別内駅		(集) (本)	1	1 # # # # # # # # # # # # # # # # # # #	#
5 5 6	¥ (3)	(₩ €	大規模半機	₩ @	一部破損	: 3	以 注 (c)	(E)	E A
+ +	(A)	(a))	3)	9	400	(3)	(0)	1	
三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	97,673	0,000	3, 823	4, 599	11, 220	58, 408	0	24, 053		
는 H H :	6, 269	6, 098	108	141	845	5,004	0	1, 239	1,1/5	
平城市	7, 785	6, 430	473	289	1,142	4,526	0	2, 025		
美里町	926	619	14	28	127	450	5	130	120	
宇城管内計	15,010	13, 147	262	458	2, 114	9, 980	5	3, 394		
荒尾市	32	33	0	0	0	33	0	0		
玉名市	1,021	888	6	11	59	808	6	178	178	
玉東町	266	204	13	21	76	94	4	12	10	
和水町	84	81	0	4	26	51	0	2	2	
南関町	75	19	0	0	0	61	1	2	4	
电系电	42	42	0	0	0	42	0	-	-	
玉名管内計	1,523	1, 309	22	36	191	1,090	11	198	195	
上鹿山	342	342	0	0	13	329	0	8		
無大等内計	342	342	O	0	13	320	0		· c	
据不正了3日	240	245 0	0 0	0 10	0-10	0 041		000		
10000000000000000000000000000000000000	3, 630	2, 713	70	10	600	2, 241	0	607	- 60	
0 至	6,013	5, 983	82	28	41/	5, 490	0	2/1		
大淨町	4, 485	4, 105	142	236	995	2, 732	0	922		
菊陽町	4,857	4, 417	15	09	377	3, 965	0	442		
菊池管内計	18, 985	17, 218	227	415	2, 148	14, 428	0	1,924	1,	
阿蘇市	1, 978	1,978	117	83	540	1, 238	0	112	101	
南小国町	196	155	1	2	27	125	0	32	30	
小国町	66	66	0	-	0	98	0	2	2	
産山村	203	172	12	10	28	122	0	17	17	
剛林甲	78	58	0	-	0	57	0	င	3	
南阿蘇村	3,052	2, 678	645	175	262	1, 263	174	543	437	
西原村	2, 341	2, 281	449	156	554	1, 122	0	899	527	
阿蘇管内計	7,947	7, 421	1, 224	428	1,744	4,025	174	1,377	1,117	
御船町	5, 698	4, 347	780	238		2, 391	0	1,770	1,492	
嘉島町	2,895	2, 152	538	153		942	5	743	675	
苗城町	11, 632	8, 533	2, 704	681	1,	3, 925	6	3,510	2, 966	
甲佐町	2, 168	1,890	120	197	684	889	9	999	542	
山都町	899	629	26	52		390	5	80		
上益城管内計	23, 061	17, 561	4, 168	1, 321	3,	8, 537	25	699 '9	5, 748	
八代市	1,970	1, 831	14	34	222	1, 561	0	0/		
氷川町	834	783	34	27		575	10	19		
八代管内計	2, 804	2,614	48	19	369	2, 136	10	149	96	
水俣市	9	9	0	0	0	9	0	0	0	
芦北町	25	22	0	0	4	18	0	3	3	
津奈木町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
芦北管内計	31	28	0	0	4	24	0	3	3	
人吉市	58	29	0	0	0	29	0	0	0	
錦町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
あさぎり町	4	4	0	0	0	4	0	0	0	
多良木町	-	-	0	0	0	-	0	0	0	
過一	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
米上村	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	
型 以 十 二 二 二	5 6	0 0	0	0 0		0				
日光年	0 00	-	0	0	0	-	1	0	0	
球磨村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
球磨管内計	37	35	0	0	0	35	1	0	0	
天草市	72	27	0	0	0	27	0	0	0	
上天草市	80	80	0	0	0	80	0	0	0	
禁 光野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
天草管内計	107	107	0	0		107		0		
4	167 520	137 832	137, 832 10, 107	7, 318	21,308	99.099	226	37 770	26 250	

各件数は、現段階での取りまとめの数値であって、**確定値ではありません。**

[※] 現時点では、一部に非住家の件数を含むものや、交付件数に二次調査の依頼件数を含むものなどもあります。 ※ 「罹災証明書交付件数」「無被害の件数」は、二次調査後に罹災証明書を交付した件数も含みます。(一次・二次の重複なし)

備考欄に「★」を付記した市町村については、7月22日(金)以降の処理件数が反映されていません。

都道府県における住家被害調査に関する研修



内閣府が作成した各種資料等を活用して研修会を実施。都道府県の依頼に応じて内閣府 の担当職員を講師として派遣。

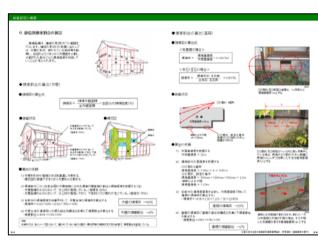
■平成26年度 29都府県(62%)で開催

岩手県 福島県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都新潟県 岐阜県 静岡県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 山口県 徳島県高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県鹿児島県 沖縄県

■平成27年度 30都府県(64%)で開催

岩手県 茨城県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 新潟県富山県 長野県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 山口県徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 長崎県 熊本県大分県 沖縄県

(注1)他県と合同で開催したものを含む



被害認定基準運用指針 参考資料



研修の様子

◆ 過去の災害における応急建設住宅の発注仕様((一社)プレハブ建築協会 規格建築部会) ◆

【参考 P.20: (一社)プレハブ建築協会・(一社)全国木造建設事業協会の標準仕様、P.22:独自仕様を定めている県の応急建設住宅の発注仕様・戸当たり単価の例】

		雲仙普賢岳噴火	北海道南西沖地震	阪神・淡路大震災	有珠山噴火	新潟県中越地震	新潟県中越沖地震 能登半島地震	岩手・宮城内陸地震	(坐切什样/坐工	東日本大震災(H23) は当初に予定した追か	ロエ車 た合ま 、	平成 23 年台風 12 号災害(H23)
		(H3)	(H5)	(H7)	(H12)	(H16)	脱豆十岛地层 (H19)	(H20)	(ヨ粉江塚(石子) 岩手県	宮城県	ロエ争を含む。)) 福島県	一
	地域区分	7	2	5,6	2	3、4、5	4 、 5	3、4	2、3、4	4	3、4、5	5、6、7
地域特性	豪雪地带	_	豪雪地帯	_	特別豪雪地帯 豪雪地帯	特別豪雪地帯 豪雪地帯	特別豪雪地帯 豪雪地帯	豪雪地帯	豪雪地带	豪雪地帯 (一部地域)	_	-
	全壊棟数	688 ^{**1}	577 [*] 2	104,906	119	3,175	1,331	30	21,651	82,906	21,175	240
概要	半壊棟数	107*1	213**2	144,274	335	13,810	5,710	145	7,683	155,085	72,981	1,753
安	供給戸数	1,277	408	33,906	734	3,460	1,222	71	7,702	14,364	6,343	44
	間取り ・面積	1K(-) 2K(-) 3K(-)	1K(19.8 m²) 2K(29.7 m²) 3K(39.6 m²)	1K(19.8 m²) 2K(26.4 m² • 29.7 m²)	1DK(19.8 ㎡) 2DK(29.7 ㎡) 3K(39.6 ㎡)	1DK(19.8 m²) 2DK(29.7 m²) 3K(39.6 m²)	1DK(19.8 m²) 2DK(29.7 m²) 3K(39.6 m²)	1K(19.8 m²) 2K(26.4 m² • 29.7 m²)		1DK(19.8 ㎡) 2DK(29.7 ㎡) 3K(39.6 ㎡)		2DK(29.7 m²) 3K(39.6 m²)
	耐積雪 補強	あり (短期積雪 0.3m)	あり (長期積雪1m)	なし	あり (積雪 0.5~1.3m)	あり(積雪 2m)	中越沖:あり(積雪 1m) 能登:あり(積雪 1.5m)	なし	なし	なし	地域によりあり (積雪 1m)	なし
	世帯間 仕切り	1	PB 厚さ 12mm	PB 厚さ 9.5mm	化粧 PB 厚さ 9.5mm グラスウール厚さ 50mm	化粧 PB 厚さ 9.5mm グラスウール厚さ 50mm	化粧 PB 厚さ 9.5mm グラスウール厚さ 50mm	化粧 PB 厚さ 9.5mm グラスウール厚さ 50mm	化粧 PB 厚さ 9.5mm PB 厚さ 12.5mm グラスウール厚さ 50mm	化粧 PB 厚さ 9.5mm グラスウール厚さ 50mm	化粧 PB 厚さ 9.5mm グラスウール厚さ 50mm	化粧 PB 厚さ 9.5mm グラスウール厚さ 50mm
	手摺(玄関)	_	_	なし	あり(内外)	あり(内外)	あり(内外)	あり(内外)	あり(内外)	あり(内外)	あり(内のみ)	あり
	(便所)	_	_	あり	あり	あり	あり	あり	, , ,	あり		あり
	(浴室)	_	_	あり	あり(内外)	あり(内外)	あり(内外)	あり(内外)		あり		あり
	上水道凍結 防止	なし	あり	なし	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり(水道局により不要の場合あり)	なし
応急建設住宅の発注仕様	玄関袖 壁等	なし	なし	なし	風除室併用玄関	玄関袖壁	玄関袖壁	玄関袖壁 (一部風除室)	玄関袖壁	玄関袖壁	玄関袖壁 or 風除室 (後施工の予定)	玄関袖壁
設住字	断熱材 (天井)	100mm	100mm	50mm	100mm 同等品	100mm 同等品	100mm 同等品	100mm 同等品		100mm		100mm
の発	(壁)	_	二重壁 50mm +50mm	20~30mm	50mm 同等品	50mm 同等品	50mm 同等品	50mm 同等品	50mm(+50mm 後 施工予定)	50mm	50mm	50mm
注	(床)	なし	100mm	なし	100mm	100mm	100mm	50mm		50mm		100mm
様	二重サッシ	なし	あり	なし	あり	なし	なし	あり (後施工)	あり (後施工の予定)	あり (後施工の予定)	あり (後施工の予定)	なし
	エアコン	クーラー:長崎県より	なし	あり(後施工)	FF 式石油暖房機器	あり	あり	あり		あり		あり
	防湿措置	_	_	なし	あり	あり	あり	あり	床ポリエチレンシート		あり	
	たたみ	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	希望入居者へ	後施工で対応(宮城県	は市町村対応)	なし
	シックハウ ス対策	なし	なし	なし	なし	F★★★★等級の建 築材料を使用	F★★★★等級の建築 材料を使用	F★★★★等級の建 築材料を使用	F★★	★★等級の建築材料	を使用	F★★★★等級の 建築材料を使用
	共用施設 福祉施設	集会所 (空室を改造)	-	高齢者・障害者施設、 集会所を設置	寄宿舎タイプ・高齢 者用仮設住宅・グル ープホーム等高齢者 対応集会所を設置	高齢者・障害者対応 の談話室、集会所を 設置	談話室、集会所を設置	談話室を設置(宮城 県)	グループホーム、サ ンター、 サポート機能付き 設置		公募にて設置)	なし
	汚水処理	便槽(300ℓ)	便槽(1,100ℓ)	原則下水道接続 (浄化槽設置率は不 明)	下水接続 or 浄化槽	下水接続 or 浄化槽 (浄化槽設置率不明)	下水接続 or 浄化槽 (浄化槽設置率不明)	下水接続(一部簡易 水洗)	浄化槽設置率 71.7% 団地数 138 団地 /99 か所	浄化槽設置率 54.7% 団地数 323 団地 /177 か所	浄化槽設置率 49.3% 団地数 77 団地 /38 か所	浄化槽
П	平均単価 (特別基準)	_	327.7 万円**2	286.7 万円**3	_	472.6 万円 ^{※4}	中越沖:497.8 万円 ^{※4} 能登:502.8 万円 ^{※4}	岩手:541.9 万円 ^{※4} 宮城:451 万円 ^{※4}	約 617 万円※5	約 730 万円*5	約 689 万円※5	552.6 万円
スト	災害救助法 に基づく 一般基準	120.9 万円	127.5 万円	139 万円	236.6 万円	243.3 万円 ^{※4}	中越沖:232.6 万円 ^{※4} 能登:234.2 万円 ^{※4}	236.6 万円※4		238.7 万円※4		238.7 万円

⁽一社) プレハブ建築協会提供資料より作成

^{※1:} 内閣府 防災情報のページ「災害教訓の継承に関する専門調査会報告書平成19年3月 1990-1995 雲仙普賢岳噴火」

^{※2:}北海道企画振興部南西沖地震災害復興対策室「北海道南西沖地震災害復興対策の概要」平成7年5月

^{※3:}兵庫県県土整備部「阪神・淡路大震災に係る応急仮設住宅の記録」平成12年3月

^{※4:}国土交通省住宅局住宅生産課「応急仮設住宅建設必携中間とりまとめ」平成24年5月

^{※5:}談話室・集会所の建設費、造成費、追加工事費を含む建設コストの戸当たりの平均コスト (平成25年1月時点 厚生労働省調べ)

◆ 過去の災害における応急建設住宅の発注仕様・戸当たり単価の一覧表((一社)プレハブ建築協会以外) ◆

			東日本大震災(H23) **2		九州北部豪雨(H24)			
		岩手県	宮城県	福島県	福岡県	熊本県		
地域	地域区分	4	4	5	6	5		
特性	豪雪地帯	豪雪地帯	豪雪地帯(一部地域)	_	-	_		
概	全壊棟数	21,651	82,993	21,175	70	169		
要	半壊棟数	7,683	155,126	72,981	431	1,293		
% 1	供給戸数	2,485 戸	523 戸	6,819 戸	1	_		
	間取り ・面積	1DK(20 ㎡) 2DK(30 ㎡) 3K(40 ㎡)	1DK(6 坪) 2DK(9 坪) 3DK(12 坪)	1DK(19.87 ㎡) 2DK(29.81 ㎡) 3K(39.74㎡)	1DK(19.8 m²) 2DK(29.7 m²) 3K (2LDK) (39.6 m²)	1DK(19.87 ㎡) 2DK(29.81 ㎡) 3K(39.75 ㎡)		
	構造	在来軸組工法	在来軸組工法	在来軸組工法	軽量型鋼ブレース構造 (プレハブ)	木造軸組工法 (県産材を使用)		
	耐積雪 補強	積雪深 1m に耐える構造	積雪深 1m に耐える構造	積雪深 0.3m に耐える構造	なし	なし		
	世帯間 仕切り	化粧 PB t=12.5mm 化粧 PB t=9.5mm 遮音シート グラスウール 10K t=50mm	化粧 PB t=9.5mm PB t=12.5mm グラスウール 10K t=50mm	化粧 PB t=9.5mm PB t=12.5mm グラスウール 10K t=50mm	化粧 PB 厚さ 9.5mm PB 厚さ 12.5mm グラスウール 10K t=50mm 各戸ごと 木製下地	PB 厚さ 12.5mm × 2 枚張り×両面 グラスウール 10K t=100mm		
	手摺(玄関)	あり(内外)	_	あり(内外)	あり(内)	あり (内)		
応	(便所)	あり	あり	あり	あり	あり		
急	(浴室)	あり(内外)	あり(内外)	あり(内外)	あり(内外)	あり (外)		
建設	上水道凍結防止	あり 	あり 	_	給水管見掛かり部立上り部 ヒーター巻き	あり		
住宅	玄関袖 壁等	袖壁、デッキ	庇、風除室	風除室	玄関袖壁	玄関袖壁 (玄関ポーチ)		
の発	断熱材 (天井)	ロックウールブロイング 25K t=100mm ロックウール 25K t=100mm	グラスウール 10K t=50mm	グラスウール 10K t=100mm	グラスウール 10K t=100mm 同等品	グラスウール 10K t=100mm		
注仕	(壁)	グラスウール 10K t=100mm	グラスウール 10K t=50mm	グラスウール 10K t=50mm	グラスウール 10K t=50mm 同等品	グラスウール 10K t=100mm		
様	(床)	ミラフォーム F3 t=50mm	グラスウール 10K t=50mm	グラスウール 10K t=50mm	አቃイロフォ−ム t=60mm	押出ポリスチレンフォーム 3 種 t=50mm		
	二重サッシ	なし(複層ガラス)	あり	なし	なし	なし(複層ガラス)		
	エアコン	あり	あり	あり 下地合板 t=12.0mm 二重張り	あり	あり		
	防湿措置	ポリエチレンフィルム	_	(畳室は除く)	あり	なし		
	たたみ	あり	あり	あり	あり	あり(八代産畳表)		
	シックハウス対 策	F★★★★等級の合板類を使 用(内部建具含む。)	F★★★★等級の合板類を使用(建具、取付家具含む。居室に現しの部分。)	F★★★★等級の合板類を使用(建具、取付家具含む。居室に現しの部分。)	F★★★★等級のカラー合板・合板類を使用(建具、取付家具含む。居室に現しの部分。)	内装材:下地材・接着剤・仕 上材等全てF★★★仕様と する		
	共用施設 福祉施設	談話室・集会室を設置	集会室を設置	談話室・集会室を設置	_	_		
	汚水処理	公共下水 浄化槽 硬質塩化ビニール管	浄化槽	_	_	-		
コス	実際の平均単価 (特別基準)	販売契約価格:600 万円程度 リース契約価格(2年間): 540 万円程度	527 万円程度 (畳等整備費除く)	販売契約価格:600 万円程度	_	約 500 万円/戸		
٢	災害救助法に 基づく一般基準 是供資料より作成		238.7 万円		240.1 万円	240.1 万円		

各県提供資料より作成

※1: 概要は県全域の数を掲載

※2:仕様等は建設事業者により異なるため1例を掲載

具体的な取組み事例

(福島県) ト基礎を敷設した例 ソクリ П 0

用いるが、東日本大震災に際して川内村に建設され ・大量・安価に かつ、容易に除却等を行うため木製の杭を た応急建設住宅では、軟弱地盤であること等の理由 によりコンクリート基礎が敷設された。 通常は迅速 応急建設住宅の場合、

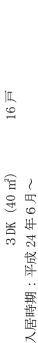
一般的には 7~10日程度、工期が長くなるとされている。 コンクリート基礎とする場合、 なお、

所在地:福島県川内村大字下川内

構造階数:木造平屋建て (2戸1棟形式25棟)

 $2 DK (30 m^2)$ 戸数:; 間取り・

 $3 \, \mathrm{DK} \ (40 \, \mathrm{m}^2)$



34 F



(鹿児島県与論町) 既存の旧保育所を応急建設住宅に転用した例 0

論町の情報センター倉庫として使用していた旧保育 を改修し、応急建設住宅として供与し 平成 24 年 9 月 の 台風 16 号・17 号被害に対し、 所(築42年)

構造的に望ましいこと、工事内容を内部改修とする ことで、短い工期での供与が可能となること、離島 おそれがあること等により既存建物の活用による供 RC造の建物が であるため、新規に建設する場合工事費が高くなる 当該地域は台風常襲地域であり、



(小学校敷地内) 所在地:鹿児島県与論町朝戸

給を行った。

構造階数:RC造平屋建、

延床面積:297 m²

 (36 m^2) (45 m^2) 2 DK間取り・戸数: 2 DK

1 <u>|</u> L 2

保育部



出典:鹿児島県『鹿児島県の取組について―既存施設を活用した応急仮設住宅の取組―』平成 25 年 2 月

参考文献:鹿児島県『鹿児島県の取組について―既存施設を活用した応急仮設住宅の取組―』平成 25 年2月

〇 恒久使用を前提に設計した例(宮城県)

東日本大震災の発災後、女川町において、スチールコンテナの積層による応急仮設住宅を建設した。積層により、用地不足への対応が可能。住棟間の間隔も十分に確保されている。また、断熱性、遮音性に優れており、移設して恒久的なアパートとして使用できる。

建設にあたっては、建築基準法第 85 条第5項の仮設建築物の許可を受けている。

所在地:宮城県女川町女川 総合運動場内

構造階数:スチールコンテナ積層 (2~3階)

間取り: 6坪、9坪、12坪 計189戸

発注者:宮城県女川町

着工日:平成23年7月22日

入居時期:平成23年11月~

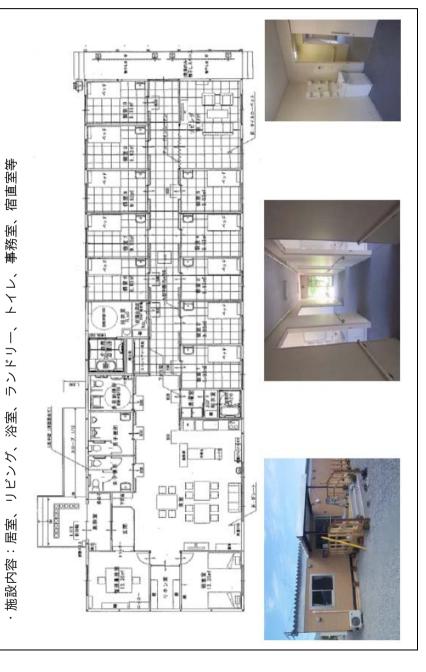


〇 高齢者等のための福祉仮設住宅の例(岩手県)

を整備した。 一仕様となるようできるだけ配慮している。 日常生活上配慮を要する複数の高齢者等のための「福祉仮設住宅」 $\stackrel{\sim}{\sim}$ 1 1 \supset トイレ等に手すりを設置するなど 東日本大震災に際して、 浴室

・施設規模:約 300 ㎡ 1棟当たり個室 10 室

■施設概要



出典:国土交通省住宅局住宅生産課『応急仮設住宅建設必携中間とりまとめ』平成 24 年 5 月 (http://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_000369.html)

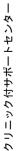
▶ 具体的な取組み事例 ◆

〇 応急建設住宅と仮設施設を併設した例(岩手県釜石市)

約 20 の仮設店舗 また、路線バスの停留所、 (民間事業者に運営を委託) 生活に必要な機能を充実している。 K トセント ック付のサポ を配置し、 待合室も団地内に設けている。 応急建設住宅団地にクリニ ケット含む) \ \ \ \ $\stackrel{\mathcal{L}}{\stackrel{}{\scriptstyle{\sim}}}$

 \mathbb{X} 2 4 がが ッキを設置するこ コミュニティの確保を図っている。 ッドボッ 団地内に屋根付きのウ زد 規模な団地の中でも、近所付合いの促進 住棟を向合せの配置とするこ







店舗



向合せ配置の住棟

出典(左・中):東京大学高齢社会総合研究機構ホームページ



応急建設住宅団地 配置図

出典:東京大学高齢社会総合研究機構ホームページ(一部加筆)

:東京大学高齢社会総合研究機構ホームページ 内閣府男女共同参画局『東日本大震災からの復興に関する男女共同参画の取組状況調査』平成 25 年 5 月 (http://www.gender.go.jp/policy/saigai/report2012FY/hearing.html) 参考文献

(岩手県宮古市) 応急建設住宅に仮設商店街を併設した例 0

応急建設 中小企業基盤整備 ている 7为亿, ۱ 被災事業者に無償貸与 (類) П 11 K ラウンドとデ 市からの要請に基づき 07 -括無償貸与を受け 三陸みや ・飲食店舗などの仮設施設が併設されている。 r, M 施設は市が $\lceil \vec{\mathcal{J}} \cdot \vec{\mathbf{J}} \cdot$ ツ施設等がある 機構が仮設施設の整備を行った。 ホアルやスポ 物販 任宪

【位置】

- 岩手県宮古市田老向新田
- ンピア三陸みやこ) (グリ
- 宮古市市有地内

【応急建設住宅の概要】

事業主体

407 戸

【仮設施設の概要】

- 中小企業基盤整備機構※ (無) 事業主体:
- 2階建て · 軽量鉄骨造
- 飲食店等 美容業、 **理容業** 食料品等の小売業、 (23 店舗)
- တ . . 別別 ш́ 15 皿 : 平成 23 年6 整備事業開始 Ш 9 皿
- 延床面積:約1,500 平方メートル
- p 宮古市の要請に基づき東日本大震災により宮古 市田老地区内で被災した中小事業者が入居 ŧЭ ため整備する
- 中小企業基盤整備機構の支援による仮設商店 の例についてはP.80の表を参照 (無) (無) X



出典:国土交通省住宅局住宅生産課『東日本大震災における応急仮設住宅の建設に関する報告会 資料3』平成23年10月



1,1 出典:(独)中小企業基盤整備機構ホームペー

23年10月 北京 国土交通省住宅局住宅生産群『東日本大震災における応急仮設住宅の建設に関する報告会 資料3』平/ (http://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_000294.html) 国土交通省 中部地方整備局『広域巨大災害に備えた仮設期の住まいづくりガイドライン』平成 25 年 2、 (http://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/jutaku seibika/pdf/h25-2honpen.pdf 参考文献

(福島県相馬市) 入居者の移動手段を確保した例

0

福島県相馬市では、応急仮設住宅に入居している被災者のうち、 自ら移動手段を持たない高齢者や児童といった交通弱者の足とし ている。 を運行し、 「おでかけバス」

参考文献:相馬市復興会議『相馬市復興計画 Ver.2.1』 (http://www.city.soma.fukushima.jp/0311_jishin/hukkou_keikaku_3.html)



(福島県相馬市) 移動販売を実施した例 0

買 ν_ο を巡回させてい 市内全域の災害公営住宅等へ週2回程度 い物支援のため移動販売車(チャルメラカ 福島県相馬市では、

参考文献:相馬市復興会議『相馬市復興計画 Ver.2.1』 (http://www.city.soma.fukushima.jp/0311_jishin/hukkou_keikaku_3.html)



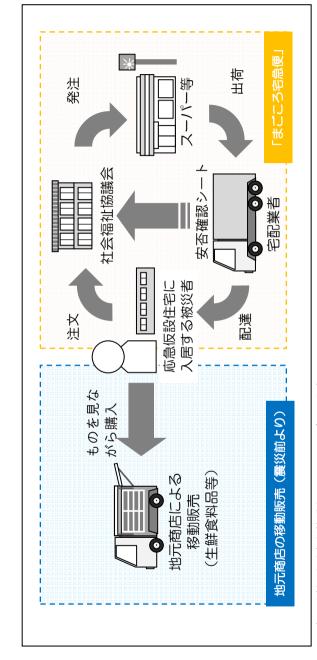
チャルメラカーでの移動販売

民間事業者と社会福祉協議会等の協働による買い物サポートの例(岩手県大槌町) 0

__ 買い物サポートサービスを展開している。サービスの手順・内容は以下の通り 宅配業者、社会福祉協議会、地元のス・ 大槌町では、買い物弱者となる高齢者等に対し、 ドラッグストア等が連携し、

- ・サービスを利用したい被災者は、購入したい商品について社会福祉協議会に電話で注文する。
- 集金を 宅配業者が被災者宅まで配達 ・社会福祉協議会からスーパー等に FAX で発注、その商品を翌日、
- 配達時に利用者の状況について安否確認シートに記入する等、見守り支援も行う ・宅配業者は、
- トは社会福祉協議会に FAX し、気になる利用者には社会福祉協議会の職員が訪問する。 安否確認シー
- 大槌町社会福祉協議会が負担する。 高齢者や障がい者については、 配達料金は、

で購入し、オムツなどのかさばるものや重いものの買い なお、地元の商店も発災前から移動販売を行っており、商売の再建にあわせ移動販売も再開させている。 ビスの使い分けが行われている。 4 大槌」を利用するなど、 生鮮食品等については地元商店による「移動販売」 ころ宅急便 in () H 物については、



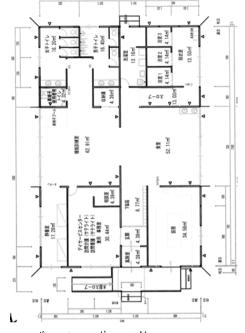
(福) 大槌町社会福祉協議会へのヒアリングより作成

(新潟県長岡市) を設置した例 スセンタ **ٔ**נצ 応急建設住宅の集会所を3つ併せてデイサー 0

新潟県中越地震(平成 16 年)の際に設置された、長岡・操車場跡の大規模応急建設住宅(459 戸)では、県・長岡市がデイサービスの設備も準備することとなった(運営は社会福祉法人に委託)。

災害救助法に基づき設置できる集会所3つを併せて300 ㎡の建物を造り、その中に県・長岡市が、デイサービスの設備を設置した。浴室、厨房は災害救助法に基づく応急建設住宅の集会施設の機能としては対象外であった。

参考文献:内閣府『災害復興対策事例集』平成 26 年 3 月



木造建物<在来軸組工法>

平成24年5月25日 第2回地震保険制度に関する プロジェクトチーム資料より抜粋

木造建物損害認定の 基本的な流れ

調查開始

外観上、明らかな全損か どうかを確認

主要構造部の損傷を調査し、物理的損傷割合を求める

地震保険損害認定基準表から 建物の主要構造部の 損害割合を算出・合計

損害の程度を認定

地震保険損害認定基準表

	*	神中の現在(物理が担信割合)		損害割合(%)	
	着目点	被害の程度(物理的損傷割合)	平屋建	2階建	3階建
		① 3%以下	7	8	8
		② 3%を超え、5%以下	12	13	14
		③ 5%を超え、10%以下	19	20	21
		④10%を超え、15%以下	25	27	28
軸組	柱	⑤15%を超え、20%以下	29	31	32
200		⑥20%を超え、25%以下	33	36	37
		⑦25%を超え、30%以下	37	40	41
		⑧30%を超え、40%以下	41	45	46
ATM		940%を超える場合		全損	
		① 5%以下	3	2	3
		② 5%を超え、10%以下	5	4	5
甘林	£1 === ±+++	③10%を超え、20%以下	8	7	8
基礎	外周基礎	④20%を超え、30%以下	10	9	11
		⑤30%を超え、50%以下	11	11	12
		⑥50%を超える場合		全損	
		①10%以下	2	1	1,
		②10%を超え、20%以下	4	2	1
屋根	屋根面	③20%を超え、30%以下	6	3	2
		④30%を超え、50%以下	8	4	3
		⑤50%を超える場合	10	5	3
		①10%以下	2	2	2
		②10%を超え、20%以下	3	5	5
外壁	外壁面	③20%を超え、30%以下	4	7	7
アル型	外空间	④30%を超え、50%以下	7	-11	11
		⑤50%を超え、70%以下	10	15	15
		⑥70%を超える場合	13	20	20

※地震保険の損害認定は、地震保険普通保険約款と損害認定基準に基づいて行われます。※詳細につきましてはご契約先の損害保険会社にご確認下さい。